

立ちどまらない保険。

MS&AD MS&ADインシュアランスグループ

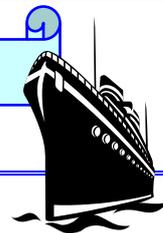
三井住友海上火災保険株式会社

2022年07月26日

[貨物]

MS&AD Marine News

トピックス



サステナビリティ開示基準について

2022年7月1日にサステナビリティ基準委員会（以下、SSBJ）が発足しました。SSBJは国内のサステナビリティ開示基準を検討する組織であり、サステナビリティ情報を開示している企業や、開示された情報で投資判断を行う投資家から、注目が集まっています。今回はサステナビリティ開示基準に関する現状について、海上輸送産業を一例としてご紹介します。

1. サステナビリティ開示基準とは

これまで、サステナビリティに関する情報の開示基準が様々存在していたことから、投資家等が適正な判断ができる環境作りを目的に、統一された「サステナビリティ開示基準」の開発が検討されることとなりました。国際的な動きとして、国際会計基準（IFRS）の開発を行っているIFRS財団により、2021年11月に「国際サステナビリティ基準審議会（以下、ISSB）」の設置が公表され、同審議会により2022年3月にサステナビリティ開示基準の指標の草案が公表されました。

2. サステナビリティ基準委員会の設立

これを受けて、我が国では国内の会計基準の開発等を担う「財務会計基準機構」が、SSBJの設立を2021年12月に公表し、2022年7月1日に発足しました。今後、国際的なサステナビリティ開示基準の開発に対して意見発信を行うとともに、国内の基準の開発にも着手する予定です。

3. 海上輸送産業における国際基準の草案

前述のISSBが2022年3月に公表したサステナビリティ開示基準の草案では、産業別に指標が示されました。対象となる産業は大きく消費財・インフラ・サービス・輸送などの計11のセクターに分類され、さらに小売・電力事業者・レジャー・海上輸送などの計68の産業に分類されています。この各産業における指標のうち、一例として海上輸送産業の草案の一部をご紹介します。

昨今の温室効果ガスの規制の強化により、海上輸送産業（企業）では船舶のエンジンに使用する重油への依存度が懸念されており、以下のような指標の開示が求められています。

指標	概要
スコープ1 ^(注1) の総排出	京都議定書において対象とされる7種類の温室効果ガス ^(注2) の大気への総排出量を開示すること、その算出は「温室効果ガスプロトコル（以下、GHGプロトコル）」において定義される方法に従うことが示されています。このGHGプロトコルとは、国際的に認められた温室効果ガス排出量の算定と報告の基準です。
スコープ1 ^(注1) 排出の管理計画、目標	スコープ1排出を管理するための短期的・長期的な計画と戦略、削減目標及びそれを達成するために必要な活動や投資、達成に影響を与える可能性のあるリスク等について説明することを求めています。
エネルギー総消費量、重油の割合等	自社のエネルギー総消費量と、そこに占める重油の割合や再生可能エネルギーの割合を開示することを求めています。

(注1) 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼など）

(注2) 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素

以上が海上輸送産業における一例ですが、他の 67 の産業においても、各産業に応じた指標とその算出方法が示されています。

4. サプライチェーン排出量の算定

海上輸送産業の草案ではスコープ 1 の総排出が指標となっており、その算出方法は「温室効果ガスプロトコル（GHG プロトコル）」に従うこととなっていますが、同プロトコルではスコープ 1 である直接排出に加えて、スコープ 2（間接排出）、スコープ 3（その他の間接排出）も含めた「サプライチェーン排出量」の算出方法も定めています。

我が国でもこのサプライチェーン排出量の算定が推進されており、環境省・経済産業省によりガイドラインも作成されています。自社の直接排出だけでなく、サプライチェーン全体の排出量を把握することにより、他社と連携した排出量の削減検討や、排出量の情報開示による企業の透明性や投資機会の提供に繋がります。

5. 今後の動向

サステナビリティ開示基準の草案について、2022 年 7 月末までに各国が意見を提示する必要があり、SSBJ がこの役割を担っていきます。そして将来的には、同委員会が策定した開示項目を、各企業が有価証券報告書の「サステナビリティ開示の記載欄」にて開示することとなる見込みです。まずは目下に迫った各国の意見提示にあたって、日本にとって不利・困難な内容とならないよう対応していくことが重要となり、SSBJ の動向に注目が集まっています。

また、開示側の企業にとっては、開示基準に沿った数値の算出等を実施する体制・仕組み作りを構築していく必要があります。さらには、開示基準に従った情報開示を通して、環境問題と向き合い、対策を実施していく必要があることは言うまでもありません。

<参考文献一覧>

GREENHOUSE GAS PROTOCOL HP

<https://ghgprotocol.org/>

グリーン・バリューチェーンプラットフォームHP

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/index.html

内閣府 HP

<https://www.cao.go.jp/>

公益財団法人 財務会計基準機構 HP

<https://www.asb.or.jp/jp/>

以 上